

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	袖ケ浦市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/somu/mynumber.html

執行機関名 袖ケ浦市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	袖ケ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱(平成27年教育委員会告示第5号)による就学援助費(医療費以外)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		袖ケ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)別表第1 第11の項 袖ケ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱(平成27年教育委員会告示第5号)による就学援助費(医療費以外)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	袖ケ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して実施する就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		袖ケ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱(平成27年教育委員会告示第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条第1項の就学援助費(ただし医療費を除く。)の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第2条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第6条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第6条第1項の就学援助(ただし医療費を除く。)の認定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第2条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
事務3	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第11条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第11条第1項の認定の取消し等に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第2条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
備考		